

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【  
環境局環境監視部環境監視課】

2

北九州市告示第429号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和6年11月14日

北九州市長 武内和久

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
北九州市若松区響町一丁目62番1の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物